

番 号	6 陳情第 3 号 (総務委員会付託)
受理年月日	令和 6 年 2 月 26 日
件 名	「人権を尊重するまち三鷹条例」について
提 出 者	三鷹市所在 三鷹市人権条例を考える市民の会 代表者 田中かず子 ほか173人
要 旨	
<p>(趣旨)</p> <p>私たち「三鷹市人権条例を考える市民の会」(以下「市民の会」)は、これまで、三鷹市の人権条例の在り方について学習会を 3 回実施し、市長への要望書を提出するなどの活動を行ってきました。</p> <p>今回の三鷹市議会に提出される「人権を尊重するまち三鷹条例」は、私たち「市民の会」やパブリックコメントでの意見をほとんど反映しておらず、市民の意見を軽視しています。</p> <p>また、先行する国立市、川崎市などの自治体の人権条例に比べ後退し、実効性に欠ける内容です。このまま成立してしまえば、各地での差別撤廃のための条例整備推進の機運に水を差すことになりかねません。</p> <p>また、三鷹市の人権に関する基本条例であるはずの本条例の内容が、2006年 4 月 1 日施行(2014年 3 月 31 日改正)の「三鷹市男女平等参画条例」より著しく後退していることにも大変な危機感を覚えます。</p> <p>「市民の会」の学習会で講演していただいた師岡康子弁護士(東京弁護士会)や、松田浩道国際基督教大学准教授からは、このままでは人権条例として実効性のない条例にしかならず、せっかくつくる意味がないとの御意見をいただきました。禁止する差別をより具体的に例示し、併せてより実効性のある救済規定等を設けることにより、初めて意味のある条例になると考えます。</p> <p>市は本条例を理念条例と位置づけるとしていますが、理念だけでは人権は守れません。現実に差別があり、差別で苦しんでいる市民がいるのです。また、相談員、審議会を詳細に規定する本条例の内容は具体的であり、既に理念条例にとどまっています。2024年の今、三鷹市が真に人権を尊重するまちを目指すのであれば、それに恥じ</p>	

ないよう、誰もがその属性により差別されることなく尊重され安心して生活できるよう、包括的で実効性ある人権基本条例とすることが必要です。

今議会に提出される本条例について、少なくとも以下の点を修正することを要望します。三鷹市議会の責任において、十分な時間をかけて、慎重に審議してください。

1 第4条（権利侵害等の禁止）の各項は、過度に広範、または不明確な表現です。このままでは禁止規定として機能せず、単なるスローガンになってしまいます。他方で、過度の萎縮効果も生じる危険性もあるので、どのような表現が禁止されるのか、内容をより明確にするため、下記のように具体的に例示し、禁止事項を絞り込む等の修正をしてください。

(1) まる1、民族・国籍・人種、まる2、皮膚の色、まる3、社会的身分、まる4、思想・信条、まる5、性別・性自認・性的指向、まる6、障がい、まる7、疾病、まる8、職業、まる9、経歴、まる10、年齢、まる11、被差別部落等の出身を理由とする差別的取扱い

(2) ハラスメント行為

(3) アウティング行為

(4) カミングアウトの強制

(5) (1)のまる1からまる11を理由とする、人間の尊厳を否定・破壊し差別する意思に基づく差別的言動

2 第12条（相談員の設置）及び第13条（人権を尊重する審議会）は、男女平等参画条例と同等以上の内容になるよう、以下のように修正してください。

(1) 相談員は、必要と認めるときは、当該相談の関係者から説明を求めること、及び当該関係者に対し是正の要望、助言等を行うことを市長に対して意見具申することができる。

(2) 市長は、相談員による意見具申があった場合は、当該関係者に対し適切かつ迅速に対応するよう相談員に指示しなければならない。

(3) 相談員の人選は、差別の撤廃、差別の被害者の救済に取り組んできた専門家とするよう条文に明記する。

(4) 審議会は、人権尊重のまちづくりを総合的に推進することを目的とする専門機関とし、市長による個別具体的な諮問がなくとも、「人権施策の推進に関するこ

と」「人権に関する相談及び救済に関すること」（本条例第13条2項(1)(2)）について、「調査審議し、または必要な意見を述べることができる」とすべきである。そうでないと、もし、市長や市に人権上問題が生じた場合に、市長が諮問しなければ、何も動かないことになってしまう。よって、第13条2項本文の「市長の諮問に応じて」との部分と、同条項2項(3)の「市長が必要と認めること」との部分は削除する。

- (5) 審議会の委員は、いずれも人権問題に具体的に取り組んできた人であること、差別被害者の救済に関わってきた法律実務家・研究者を含むこと、様々な属性に関する社会的少数者を含むこと、ジェンダーバランスを考慮することを条文に明記する。